

に軽減されています。3年(5年)を経過すると、その軽減措置が終了するため、軽減前の正規の税額に戻ります。  
 ※一般住宅は3年間該当。認定長期優良住宅は5年間該当。

**家屋を取り壊したのに税額が昨年より高くなった方**

土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、その土地に係る税額が軽減されます。

しかし、住宅を滅失すると、その特例から外れることになり、土地の課税標準額が上がってしまうため、税額が高くなる場合があります。

**軽自動車税**

軽自動車税は、4月1日現在の所有者(使用者)に対して課税されます。

軽自動車の所有者(使用者)本人やご家族に一定の障がいをお持ちの方がいる場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。ご希望の際は、納税通知書が届いてから納期

限の7日前までに申請してください。

なお、使用していない軽自動車の廃車手続きをされていない場合は、軽自動車税が課税され続けますので、早急に手続きをお願いします。(平成25年度分は課税されます。予めご了承ください。)

納税通知書は、5月上旬に送付します。

**後期高齢者医療保険料**

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障がいをお持ちの方が被保険者となって納めていただくものです。

普通徴収の方の納入通知書は、6月中旬に送付します。年金から特別徴収となる方の決定通知書は、7月中旬に送付します。なお、申し出により口座振替に切り替えることができます。ご希望の際は、事前に税務課までご連絡ください。

**問合せ**

税務課税務グループ

☎ 2513

**平成 25 年度 町税等納期限一覧表**

納期限	期別	税目等	期別	税目等
5月31日	全	軽自動車税		
7月1日	1	町・道民税	1	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
7月31日	1	固定資産税	2	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月2日	2	町・道民税	3	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月30日	2	固定資産税	4	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
10月31日	3	町・道民税	5	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
12月2日	3	固定資産税	6	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
1月6日	4	町・道民税	7	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

※上記の納期限については、月末が土日の場合、翌日になっています。  
 ※最終期の納期限については、年末年始休業と重なるため年明けとなっています。

**《税金は納期内に納めましょう》**